

NPO法人グローバルリーダーシップ・アソシエーション(GLEA)のメールマガジン第167号をお届けします。ご意見・ご感想は<glea@npo-glea.org>まで。

◆今号の内容

1. トピックス
2. これからの活動情報
3. コラム 『子供たちへの支援活動をするには?』 弁護士法人苗村法律事務所 代表 苗村 博子 氏

---

1. トピックス

---

- ◆第22回大学対抗交渉コンペティションのスケジュールを公開中です。  
詳細は大会ウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.negocom.jp/comp/schedule.php?tno=22>

---

2. これからの活動情報

---

- ◆審査員事前打合せ  
日時: 11月11日(土) 10:00~11:30(日本語)、14:00~15:30(英語)  
場所: 上智大学及びオンライン

- ◆第22回大学対抗交渉コンペティション  
日時: 12月9日(土)・10日(日)  
場所: 上智大学及びオンライン

---

3. 今月のリーダーシップ情報 【コラム/column】

---

弁護士法人苗村法律事務所 代表  
苗村 博子 氏(当法人理事)

『子供たちへの支援活動をするには?』

ウクライナ侵略の解決への道筋がまったく見えない中、ガザ地区での衝突が始まってしまいました。20世紀の最後の頃、世界は平和に向かうかに見えた中、9・11で始まった21世紀は、格差と混迷がどんどん拡大しているように思えます。私のように基本的には企業法務を中心に弁護士活動を行っている者には、国際公法という執行機関を持たない法、そして国際機関の脆弱さに胸痛むばかりで、何もできないのが悔しい限りです。

ただ、国際公法はともかく、21世紀になり、基本的には各国の憲法で定められ、国にその保護を求めてきた人権や環境問題について、自らも直接、サプライチェーンや従業員、関係先、地域社会に向けて、その保護の中心になるべきとの意識が企業には芽生えてきていると感じています。勿論、自覚だけでなく、各国が環境政策は人権についてもデューディリジェンス法を制定している

こと、例えば米国カリフォルニアのSupply Chain Transparency Act、イギリスやオーストラリアのModern Slavery Act、また、フランス、ドイツでも人権デューデリジェンス法の制定、日本でも人権デューデリジェンス法制定に向けてのガイドラインが昨年策定され、企業のこのような活動を後押ししています。

と、大きな話をしてきましたが、日本の中での人権問題の一つ、支援を必要とする子供たちの話は、毎日のように報道されています。核家族化が進み、また単身親世帯が増える中、経済的な貧困の問題、精神的な支えの不足など、足元の日本の子供たちもまた、戦争といった直接的な危険ではないにしろ、様々な不安定要因を抱えながらの成長を余儀なくされているように思います。大きな目標を掲げて子供の支援をいうのではなく、暖かいご飯をみんなで食べるという「子供食堂」など、まずは食事という最も基本的なところから、子供たちの状況、抱えている問題を探してあげる取り組みをされている皆さんにとっても共感を覚えます。私たち世代がなし得なかった、平和、そして地球の環境保全、単に彼らに託すのではなく、その成長を身近に見守るには、非常に意味のある活動のように思うのです。

私のような企業法務を中心に実務を行っている弁護士にできることは限られていますが、本当に子どもたちに届く支援をされている子供食堂に、企業からの寄付を届ける橋渡しのようなことができなにかと思っています。まだその方策について悩んでいる最中ですが、3人寄れば文殊の知恵、NPO法人を作って10人(このような法人には10人の賛同者が必要です)に集まってもらって、みんなで仕組みづくりに知恵が出せないものかと考えています。